

練馬区社会福祉法人
指導監査報告書

【平成 29 年度】

平成 30 年 7 月

練 馬 区

～ はじめに ～

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、練馬区内のみで事業所を構える社会福祉法人の所轄庁が変更となり、練馬区でも社会福祉法人の認可や指導監査事務を行うことになりました。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを目的として」設立された公益的な法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としての役割が期待されています。

指導監査は、社会福祉法人に対して、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として実施するもので、地域における社会福祉サービスの水準の向上を目標として行っています。

本報告書は、平成 29 年度における「社会福祉法人の指導監査」の実施結果をまとめたものです。広く区民の皆様にもご覧いただき、社会福祉法人の運営状況を知っていただくとともに、社会福祉法人においても、今後の適正な法人運営に向けての参考資料としてご活用いただければ幸いです。

練馬区福祉部管理課

本報告書の構成

第 1	社会福祉法人の指導監査とは	1
第 2	平成 29 年度指導監査の概要	4
第 3	平成 29 年度指導監査の結果	5
第 4	資料編	17
第 5	指導監査関連ホームページ	36
第 6	練馬区所轄社会福祉法人一覧	37

第 1 社会福祉法人の指導監査とは

1 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とします。

2 指導監査の種類

指導監査は、監査目的や実施方法等により、以下の 2 つに分類されます。

(1) 一般監査

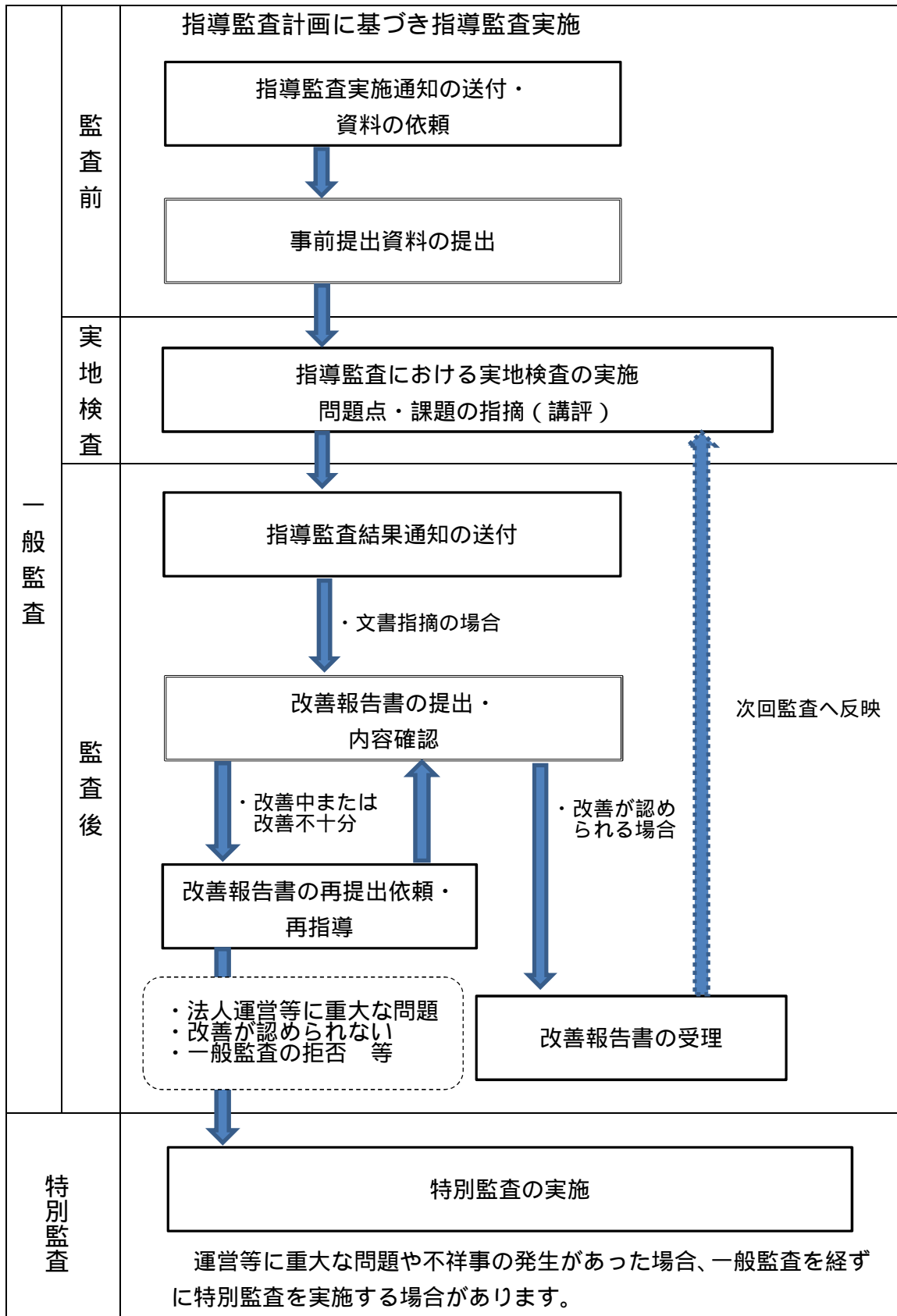
法人の所在地において定期的に行う、一般的な監査
(原則として 3 年に 1 回実施)

(2) 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時行う監査

区が定期的に行っているのは、一般監査であり、本報告書内の「指導監査」とは、「特別監査」と表記しない限り、「一般監査」のことを指します。

3 指導監査の流れ



4 法人指導監査と施設・サービス指導検査

練馬区所管の社会福祉法人の場合、所轄庁が行う指導監査・検査は、大きく分けて以下の2つがあります。

- (1) 社会福祉法人に対する指導監査
- (2) 社会福祉法人が運営している施設やサービスに対する指導検査

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査・検査事項
社会福祉法人の指導監査	練馬区	社会福祉法 第56条第1項	適正な法人運営と円滑な事業経営の確保	定款、役員、法人全体の予算、決算等の法人全体の運営に関わること。
施設・サービス指導検査	東京都 練馬区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 子ども・子育て支援法 児童福祉法 障害者総合支援法	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定、使途や、利用者への処遇、支援の状況等のサービス内容に関すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」の略称

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人の指導監査」です。

なお、「社会福祉法人の指導監査」の実施主体は練馬区、「施設・サービス指導検査」の実施主体は東京都および練馬区となります。同一年度内に双方の監査・検査（施設サービス指導検査は、法人本部に所在する施設の検査に限る）が予定されている場合は、可能なかぎり一体的（同日等）に監査・検査を行うように努めています。

第2 平成29年度指導監査の概要

1 平成29年度指導監査の重点項目

平成29年度は、以下の事項（平成29年度練馬区社会福祉法人指導監査実施計画より抜粋）を踏まえ、指導監査を実施しました。

今日、人口減少社会の到来や独居高齢者の増加、子どもに対する虐待の深刻化などを背景に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割がますます重要となっている。社会福祉法人はこうした他の経営主体では対応できないニーズを充足し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを目的に平成29年4月1日（一部規定28年4月1日）に社会福祉法人制度改革が実施された。また同日、社会福祉法人に対する指導監督についても、国の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監督の効率化、重点化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われたところである。

これらのことを踏まえ、練馬区においても、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織のガバナンス、事業運営の透明性および財務規律の確保・強化に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 平成29年度指導監査の対象

9法人（25法人中）

平成29年度は、前年度に練馬区の法人監査を受けていない法人、指導監査にて状況を確認する必要がある法人および新規に設立された法人を監査対象としました。

なお、苦情が多く寄せられ、法人運営上重大な問題が生じたと認められる場合は、随時に特別監査を実施することとしています。

第3 平成29年度指導監査の結果

1 平成29年度指導監査の実施結果まとめ

(1) 指導監査の実施結果

練馬区が所管する25法人のうち、9法人に対して一般監査を行いました。また特別監査を行うまでには至りませんでした。

なお、9法人の指導監査のうち、介護・障害・保育の施設検査と一体的に実施したのは7法人でした。

年度	監査対象数 (a)	一般監査実施数 (b)	特別監査実施数 (c)	監査実施率 (b/a)
29年度	25法人	9法人	0法人	36%
28年度	23法人	10法人	0法人	43%
27年度	24法人	17法人	0法人	71%
26年度	25法人	14法人	0法人	56%
25年度	24法人	16法人	0法人	67%

(2) 指摘種別

指導監査を実施した9法人のうち、文書指摘（口頭指摘を含む）を行ったのは8法人でした。

年度	監査実施数 (b)	文書指摘 (d)	口頭指摘のみ (e)	文書指摘率 (d/b)
29年度	9法人	8法人	1法人	89%
28年度	10法人	2法人	8法人	20%
27年度	17法人	5法人	12法人	29%
26年度	14法人	6法人	8法人	43%
25年度	16法人	4法人	12法人	25%

(3) 東京都同日検査

9法人の指導監査のうち、区単独で実施した検査が9法人で、東京都と同日検査を実施した法人はありませんでした。

年度	監査実施数 (b)	区単独監査数 (f)	同日検査数 (g)	同日検査実施率 (g/b)
29年度	9法人	9法人	0法人	0%

29年度	9法人	9法人	0法人	0%
28年度	10法人	8法人	2法人	20%
27年度	17法人	15法人	2法人	12%
26年度	14法人	11法人	3法人	21%
25年度	16法人	11法人	5法人	31%

2 指導監査での主な指摘事項

今年度の指導監査において指摘した検査項目について、具体的事例を挙げて紹介します。

なお、表の「検査項目」の記号および名称は、実地検査指導事項票（P25～）に合わせています。

運営管理	法人運営	1 定款	
検査項目	具体的事例		該当法人数
(1)定款は、法令等に 従い、必要事項が記 載されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参与を定款上で位置付けていない。 【法第31条第1項、ガイドラインP3-1-1】 		1
その他指導事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新定款にそった定款施行細則を作成していない。 ・ 理事長専決での契約において、定款細則に定める、理事長が専決できる契約の金額を超えている。 ・ 評議員選任・解任委員会運営細則に、招集通知の書面送付についての定めがあるにもかかわらず、書面で行っていない。 ・ 評議員選任・解任委員会運営細則に法令と反する規定がある。 【ガイドラインP3】 		3

【ポイント】

- 定款には必要的記載事項、相対的記載事項および任意的記載事項があり、事実に反するものであってはいけません
定款施行細則は法人運営の方法について、評議員選任・解任委員会運営細則は評議員選任・解任委員会の運営の方法について、細かな事項を規定するものです。

運営管理 法人運営 3 評議員・評議員会		
(1) 評議員の選任		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(2) 評議員となること ができない者または 適当でない者が 選任されていない か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 ・ 前年度の評議員会を全て欠席した評議員がいた。 【法第 40 条第 1 項、ガイドライン P 8-3(1) 2】	2
(3) 評議員の数は、法令および定款に定める員数となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数および在任する理事の人数を超えていない。 【法第 40 条第 3 項、ガイドライン P 8-3(1) 3】	1
(2) 評議員会の招集・運営		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 評議員会の招集が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められたかどうか、理事会議事録に記載がないためわからない。 ・ 評議員会の一週間前または定款に定めた期間までに評議員に招集通知を发出していない。 【法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般法人法第 181 条および第 182 条、規則第 2 条の 12、審査基準第 3 の 1 (3)、ガイドライン P 9-3(2) 1】	2
(2) 決議が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。 【法第 45 条の 9 第 8 項、ガイドライン P 10-3(2) 2】	2
(3) 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録を詳細に記載しておらず、どのような議論がなされたのかわからない。 【規則第 2 条の 15 第 3 項、ガイドライン P 11-3(2) 3】	1

【ポイント】

法人は、評議員の選任にあたり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員または各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。

評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者が名目的、慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではありません。

- 在任する評議員の人数は定款で定めた理事の員数および在任する理事の人数を超えていなければなりません。なお、経過措置(評議員 4 名以上)を適用する場合は、その旨を定款附則に記載する必要があります。
- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時および場所等を定め、理事が評議員会の一週間前(または定款で定めた期間)までに評議員に書面または電磁的方法により通知する方法で行わなければなりません。
- 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認・記録する必要があります。
- 評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人は、評議員会の決議の内容について記録した議事録を作成することが義務付けられています。

運営管理	法人運営	4 理事
(3) 適格性		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 理事となることができない者または適切ではない者が選任されていないか。	・ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 【法第 44 条第 1 項、ガイドライン P14-4(3) 1】	1

【ポイント】

法人は理事の選任にあたり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要があります。

運営管理 法人運営 5 監事		
(2) 選任および解任		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 法令および定款に定める手続により選任または解任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 ・ 監事の就任承諾書の日付に誤りがある。 【法第38条、法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、ガイドライン P18-5(2)1】	3
(3) 職務・義務		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 法令に定めるところにより業務を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる。 ・ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会がある。 【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条、ガイドライン P18-5(3)1】	1

【ポイント】

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければなりません。

- 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従います。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点から監事となります。
- 監事が理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものです。理事会においては、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮が必要です。

運営管理 法人運営 6 理事会		
(1) 審議状況		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 理事会は法令および定款の定めに従	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事および監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。 	2

って開催されているか。	【法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 94 条第 1 項、ガイドライン P 25-6(1)1】	
(2) 理事会の決議は、法令および定款に定めるところにより行われているか。	・決議について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。 【法第 45 条の 14 第 5 項、ガイドライン P 25-6(1)2】	3
(4) 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の施行状況について、理事会に報告をしているか。	・理事長および常務理事が、理事会において、3 か月に 1 回以上職務執行に関する報告をしていない。 【法第 45 条の 16 第 3 項、ガイドライン P 27-6(1)4】	1
(2) 記録		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 法令で定めるところにより、議事録が作成され、保存されているか。	・議事録を詳細に記載しておらず、どのような議論がなされたのかわからない。 【規則第 2 条の 17 第 3 項、ガイドライン P 28-6(2)1】	1

【ポイント】

- 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前(または定款で定めた期間)までに、各理事および各監事に対してその通知を発出しなければなりません。
- 理事会の決議には、その決議について特別な利害関係を有する理事が加わることはできないことから、当該特別な利害関係を有する理事の存否については、その決議を行う前に、法人が各理事について確認・記録する必要があります。
 - 理事長および業務執行理事は、理事会において、3 か月に 1 回以上、職務の執行状況についての報告を行います。なお、この報告の回数は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上とすることもできます。
 - 理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その議事内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容および作成手続が定められています。

運営管理 法人運営 7 会計監査人		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(2)法令に定めるところにより選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会による会計監査人候補者の選定にあたって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない。 ・評議員会に提出された会計監査人の選任等および解任ならびに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 <p>【法第45条の2第3項、法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項、ガイドラインP31-7-2】</p>	1

【ポイント】

会計監査人候補者の選定にあたっては、公認会計士法の規定により計算書類の監査を行うことができない者は、会計監査人となることができないことから、このような者でないかを確認する必要があります。

評議員会に提出された会計監査人の選任等および解任ならびに再任しないことに関する議案については、監事の過半数の同意を得なければならず、これらの議案を提出する際には、評議員会における会計監査人の選任の手續と同様の手續を経た上で、監事の過半数の同意を得ることが必要です。

運営管理 法人運営 8 評議員、理事、監事および会計監査人の報酬		
(1)報酬		
検査項目	具体的事例	該当法人数
その他指導事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬規程の内容に交通費的要素があり、報酬と交通費が明確に分かれていない。 ・役員等報酬規程に内容不備や文言の誤りが散見される。 <p>【ガイドラインP33-8】</p>	2
(2)報酬等支給基準		
(1)役員および評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。 	1

手続により定め、公表しているか。	【法第 45 条の 35、規則第 2 条の 42、ガイドライン P35- 8 (2) 1】	
------------------	---	--

【ポイント】

評議員会・理事会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は交通費に該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には報酬に含まれるものであり、源泉徴収が必要です。

- 理事、監事、および評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければなりません。なお、不当に高額でないことについては、法人に説明責任があります。

運営管理	事業	2 社会福祉事業	
検査項目	具体的事例		該当法人数
(1) 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・老発第 188 号通知で定められている範囲を超えて、社会福祉事業収入の法人本部への繰入れを行っている。 【「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについて」(平成12年3月10日老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知)第2の3(1)、ガイドラインP39-2-1】 		1

【ポイント】

各福祉サービスに関する収入を、法人本部へ繰入れる場合や他の社会福祉事業または公益事業への充当する場合は、各通知で認められている一定の範囲内で行わなければなりません。

運営管理	管理	1 人事管理	
検査項目	具体的事例		該当法人数
法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本部職員の雇用について、社会福祉法人としての勤務が不明確である。 【法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号、ガイドライン P46- 1 - 1】 		1

【ポイント】

職員の任免方法等については、その手続等について規程等に明確に定めるとともに、それを遵守しなければなりません。

運営管理 管理 2 その他		
(3)情報の公表		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1)法令に従い、必要な書類等の備置きがされているか。	・必要な書類等の備置きがされていない。 【法第45条の32第1項、45条の34第1項第1号-第4号、ガイドラインP4-1-3、P113(2)3、P28-6(2)1】	4
(2)法令に従い、インターネットでの公表がされているか。	・必要な情報が、インターネットで公表されていない。 【法第59条の2、規則第10条、ガイドラインP74-4(3)1】	2

【ポイント】

○法人の高い公益性に照らし、その事業の透明性を確保するため、計算書類とその附属明細書、事業報告とその附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿、役員等報酬等支給基準、現況報告書、事業計画書、充実残額算定シート、定款、評議員会議事録および必要な評議員全員の意思表示の書面または電磁的記録、理事会議事録および必要な理事全員の意思表示の書面または電磁的記録について、事務所への備置きおよび公表が義務付けられています。法人の公益性を踏まえ、法人は、定款、役員等報酬等支給基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書を遅滞なくインターネットの利用により公表しなければなりません。

会計経理 2 会計管理 (1) 予算		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1)収支予算は、適正に編成、執行されているか。	・補正予算の編成が必要と認められる軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていない。 【留意事項2の(2)、ガイドラインP52-3(1)1】	2

【ポイント】

- 予算の執行にあたり、理事長等法人の業務執行を行う理事は、定款や経理規程に基づいて決定・承認された範囲内で、権限および責任を有するものです。そこで、理事長等の権限および責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手續については、法人の定款や経理規程等において定めておくことが必要です。また、補正予算を変更することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておく、または、支出総額が予算より増加する場合や、収入が予算より減少する場合であって予算どおりに支出を行うと欠損が生じる場合等、予算と乖離が生じている場合には、理事長等予算の執行を担当する理事が理事会で説明を行い、承認を受ける等の対応をとることが適当です。

会計経理 2 会計管理 (2) 規程・体制		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 経理規程を制定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程の内容が法令または通知に反する。 ・ 経理規程およびその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 【法第 45 条の 23、留意事項 1 の(4)、ガイドライン P54-3(2)1】	8
(2) 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日給の支給誤りがある。 【留意事項 1 の(1)、ガイドライン P54-3(2)2】	1
その他指導事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大金庫の鍵の管理がずさんである。 【「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年 7 月 23 日付 雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号) 5(6)エ】	1

【ポイント】

- 法人は会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について、経理規程に定めます。
- 経理規程は、法令等および定款に定めるものの他、法人が会計処理を行うために必要な事項について定めるものです。また、経理規程に定める事務処理

を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められます。

○法人における予算の執行および資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めなければなりません。

法人印および代表者印（印鑑登録を行うこと）については、管理者を定めるとともに適正に管理しなければなりません。また、通帳印については、内部牽制体制の確立・事故防止の観点から通帳と保管責任者を分けてください。

会計経理 2 会計管理 (5) 決算および計算関係書類		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(1) 決算手続は法令および定款の定めに従い適正に行われているか。	・ 監事監査の前に決算理事会を行っていた。 【法第 45 条の 28、ガイドライン P63-3(5)1】	1
(3) 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	・ 一部の附属明細書の金額が計算書類とあっていない。 【会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25、ガイドライン P63-3(5)3】	1

【ポイント】

○決算に際しては、毎会計年度終了後 3 か月以内に計算関係書類および財産目録を作成し、所轄庁に提出しなければなりません。なお計算関係書類を所轄庁に提出するにあたっては、監事監査を受けた後、理事会および定時評議員会の承認を受けなければなりません。

○附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければなりません。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
法	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
規則	社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
ガイドライン	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭

	局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人指導監査ガイドライン」
審査基準	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付障第890号・社援第2618号・老発第794号および児発第908号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)の別紙1「社会福祉法人審査基準」*
会計省令	社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)
運用上の取扱い	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)
留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)

*...平成28年11月11日最終改正

第4 資料編

資料1 練馬区社会福祉法人指導監査実施要領

練馬区社会福祉法人指導監査実施要領

29練福管第513号

平成29年6月7日

1 趣旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- (1) この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例による。
- (2) この要領において、実地検査とは、一般監査または特別監査において、法人の主たる事務所または当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

3 調査書等の提出

法人には、国要綱に基づき定めた実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）または「社会福祉協議会調査書」（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度区が指定する期限までに、調査書および関係資料の提出を求める。

4 指導監査に係る基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

5 一般監査の実施

- (1) 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。
- (2) 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、原則として当該施設等の検査も同日に実施するものとする。
- (3) 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人または当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合または苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

一般監査の根拠規定

一般監査の日時

検査員の氏名

準備すべき書類等

- (4) 一般監査においては、原則として係長級以上の職にある者を加えた職員2名以上の検査員により実施する。
- (5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。
- (6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加または変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

- (7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。
- ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 一般監査の結果および改善状況の報告等

- (1) 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命する。
- (2) 検査員は、前項の検討結果に基づき、監査結果を当該法人理事長宛文書

で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法等を具体的に通知する。

- (3) 一般監査をより効果的なものとするため、(1)の復命および(2)の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。
- (4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、(2)の結果通知発送日の30日以内とする。
- (5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。
- (6) (5)により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたときまたは改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。
- (7) 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

7 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (3) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (4) 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を加えた職員3名以上の検査員により実施する。
- (5) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (6) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

8 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じ東京都等と協議する。
- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。
- (3) 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、または(2)の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告または行政処分を行うための手続を進める。

9 外部有識者への相談等

指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専

門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

10 指導監査情報の公表

- (1) 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。
- (2) 指導監査結果のうち文書指摘事項およびそれに対する改善状況については、原則として区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

11 関係機関等との連携

指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、東京都等に、必要な情報または資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

資料 2 平成 29 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

平成 29 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

29 練福管第 573 号
平成 29 年 6 月 12 日

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2(2)

2 実施方針

今日、人口減少社会の到来や独居高齢者の増加、子どもに対する虐待の深刻化などを背景に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割がますます重要となっている。社会福祉法人はこうした他の経営主体では対応できないニーズを充足し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを目的に平成 29 年 4 月 1 日(一部規定 28 年 4 月 1 日)に社会福祉法人制度改革が実施された。また同日、社会福祉法人に対する指導監督についても、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監督の効率化、重点化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われたところである。

これらのことを踏まえ、練馬区においても、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織のガバナンス、事業運営の透明性および財務規律の確保・強化に主眼を置いて、指導監査を実施する。

3 重点項目

(1) 一般監査

ア 法人運営

(ア) 定款

法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

(イ) 評議員

a 要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

b 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。

- (ウ) 評議員会
決議が適正に行われているか。
- (エ) 理事
理事となることができない者または適正ではない者が選任されていないか。
- (オ) 監事
 - a 監事となることができない者が選任されていないか。
 - b 法令に定めるところにより業務を行っているか。
- (カ) 理事会
 - a 決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。
 - b 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。
- (キ) 評議員および役員（理事、監事）の報酬等
 - a 報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
 - b 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

イ 事業

- (ア) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。
- (イ) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

ウ 管理

- (ア) 資産
 - a 基本財産の管理運用が適切になされているか。
 - b 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。
- (イ) 会計等
 - a 経理規程が遵守されているか。
 - b 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。
 - c 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
 - d 借入は、適正に行われているか。

エ その他

法令に定める情報の公開を行っているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

前年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人(年度途中で認可を受けた法人を含む)および文書指摘を行った法人を監査対象とする。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

ただし、毎年度東京都の指導検査が行われる場合（児童養護施設など）は、前年度の監査状況（実施有無等）を踏まえて、実施の判断を行う。

なお、法人監査と施設検査を一体的に実施する法人・施設については、介護・障害・保育の指導検査担当部署と協議のうえ定める。

以上のことを踏まえ、今年度の監査対象法人（予定）は次のとおりとする。

（２）随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられているなど法人経営上問題が生じたと認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

（３）実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね７月から２月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度６月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画（合同検査）の結果や法人との調整を踏まえて決定する。

（４）体制

一般監査は、原則、管理課社会福祉法人係職員２名の体制で行う。特別監査は、原則、管理課長を含めた３名の体制で実施する。

なお、監査対象となる法人に関連部署がある場合は、必要に応じて監査の立会いを要請する。

（５）実施方法

監査実施日の概ね１か月前に、法人の代表者宛実施通知を行い、一部の監査資料の事前提出を求める。なお、緊急を要する場合は通知期間を短縮する。

指導監査は法人本部所在の施設等に赴き、実地において行うものとし、監査対象資料を確認のうえ、法人からのヒアリング等を基に監査事項を確認する。

なお、監査時間は原則として、午前１０時から午後５時とする。

（６）結果等の公表

指導監査の実施後、指導事項や改善報告などの情報については、東京都および関連部署へ情報提供を行う。また、当該年度の指導監査の状況や結果については、指導監査報告書として取りまとめ、区ホームページに掲載

する。

(7) その他

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義が生じた場合は、東京都や関連部署と協議を行うものとし、また区顧問弁護士への相談や監査法人へのアドバイザリー業務委託の活用によりの確な指導監査を実施する。

資料3 実地検査指導事項票

実地検査指導事項票（社会福祉法人・運営管理）

検査日：平成 年 月 日 法人名称： ()

検査員所属： _____

検査員氏名： _____

【注意事項】

- 1 この指導事項票にチェックした項目が、検査員が遵守されていないと認められた指導事項です。
- 2 正式な検査結果については、後日文書にて通知します。
- 3 通知において、「文書指摘」事項があった場合は改善策の提出が必要となります。
- 4 今後の精査・確認等により、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
法人運営			
1 定款（ガイドライン P3～P5）			
	(1) 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。		
	<p>必要的記載事項が記載されていない。 目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所所在地、評議員および評議員会に関する事項、役員定数その他役員に関する事項、理事会に関する事項、会計監査人に関する事項（設置する場合のみ）、資産に関する事項、会計に関する事項、公益事業・収益事業の種類（行う場合のみ）、解散に関する事項、定款の変更に関する事項、公告の方法</p>		
	定款に記載された内容と事実が異なる。		
	(2) 定款の変更が、所定の手続きを経て行われているか。		
	定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続または認可を要しない場合の届出の手続が行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
2 内部管理体制（ガイドライン P5～P6）			
	(1) 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。		
	特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていない。		
	〔その他指導事項等〕		
3 評議員・評議員会（ガイドライン P6～P13）			
(1) 評議員の選任（P6～P9）			
	(1) 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。		
	法令または定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない。		
	評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款および評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない。		
	評議員について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できない。		
	(2) 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。		
	<p>評議員になることができない者または適当ではない者が選任されている。 当該法人の役員または職員 欠格事由に該当する者 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者</p>		
	評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 欠格事由に該当 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者		
	欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。		

	(3) 評議員の数は、法令および定款に定める員数となっているか。	
	在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数および在任する理事の人数を超えていない。	
	経過措置の対象法人（平成27年度決算において収益4億円を超えない法人。平成31年度まで）について、評議員の人数が4人未満である。	
	〔その他指導事項等〕	
(2) 評議員会の招集・運営（P9～P13）		
	(1) 評議員会の招集が適正に行われているか。	
	評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められていない。 評議員会の日時および場所 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項に係る議案の概要（議案が未確定の場合は、その旨）	
	評議員会の1週間前または定款に定めた期間までに評議員に通知がなされていない。	
	電磁的方法により通知した場合に、評議員の承諾を得ていない。	
	評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。	
	評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない。	
	定時評議員会が期限までに招集されていない。	
	(2) 決議が適正に行われているか。	
	成立した決議について、法令または定款に定める出席者数または賛成者数が不足していた。	
	決議を要する事項について、決議が行われていない。 定款に定める事項 理事、監事、会計監査人の選任および解任 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。） 理事等の責任の免除 役員報酬等基準の承認 計算書類の承認 定款の変更 解散の決議 合併の承認 社会福祉充実計画の承認	
	成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた。	
	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。	
	評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面または電磁的記録がない。	
	(3) 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	
	議事録が作成されていない。	
	議事録の必要事項が記載されていないまたは不十分である。 （評議員会を開催した場合） 開催日時および場所 議事の要領およびその結果 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 法に基づき述べられた意見・発言があるときは、その概要 評議員会に出席した評議員、理事、監事または会計監査人の氏名または名称 議長（存する場合のみ） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（議事録署名人名） （評議員会の決議を省略した場合） 決議を省略した事項の（内容・提案をした者の氏名） 決議があったものとみなされた日 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 （理事の評議員会への報告を省略した場合） 評議員会への報告があったものとみなされた（事項の内容・日付） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	
	定款に議事録署名人名に関する規定がある場合に、当該規定による署名または記名押印がなされていない。	
	〔その他指導事項等〕	
4 理事（ガイドラインP13～P18）		
(1) 定数（P13～P14）		

	(1)法に規定された員数が定款に定められていない、または定款に定める員数を満たす選任がされているか。	
	定款で定めた員数が選任されていない。	
	欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ補充の検討が行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
(2) 選任および解任 (P 14)		
	(1)理事は法令および定款に定める手続により選任または解任がされているか。	
	理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。	
	理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	
	〔その他指導事項等〕	
(3) 適格性 (P 14 ~ P 17)		
	(1)理事となることができない者または適切ではない者が選任されていないか。	
	理事になることができない者または適切ではない者が選任されている。 欠格事由に該当する者 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者	
	理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 欠格事由に該当する者 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者	
	欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる理事がいる。	
	(2)理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	
	理事として (社会福祉事業の経営に関する識見を有する者・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者・当該法人が施設を設置している場合、施設の管理者) が適正な手続により選任されていない。	
	〔その他指導事項等〕	
(4) 理事長 (P 17 ~ P 18)		
	(1)理事長および業務執行理事は理事会で選定されているか。	
	理事長および業務執行理事 (設置する場合) の選定が法令および定款に定める手続により行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
5 監事 (ガイドライン P 18 ~ P 25)		
(1) 定数 (P 18)		
	(1)法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	
	定款で定めた員数が選任されていない。	
	欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
(2) 選任および解任 (P 18 ~ P 22)		
	(1)法令および定款に定める手続により選任または解任がされているか。	
	監事の選任・解任が評議員会の有効な決議 (解任は特別決議) により行われていない。	
	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	
	監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	

	(2) 監事となることができない者が選任されていないか。	
	監事になることができない者または適当ではない者が選任されている。 欠格事由に該当する者 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者	
	監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 欠格事由に該当する者 特殊の関係にある者 反社会的勢力の者	
	理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がある。	
	(3) 法に定める者が含まれているか。	
	監事のうちに（社会福祉事業について識見を有する者・財務管理について識見を有する者）として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない。	
	〔その他指導事項等〕	
(3) 職務・義務（P 22～P 25）		
	(1) 法令に定めるところにより業務を行っているか。	
	監査報告に必要な記載事項が記載されていない。 （会計監査人非設置法人・計算関係書類） 監事の監査の方法およびその内容 計算関係書類が当該法人の適正に表示しているかどうかの意見 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨および理由 追記情報（会計方針の変更等） 監査報告作成日 （会計監査人設置法人・計算関係書類） 監事の監査の方法およびその内容 会計監査人の監査方法または結果を相当でないと認めるときは、その旨および理由 重要な後発事象 会計監査人の職務が適正に遂行されることを確保するための体制に関する事項 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨および理由 監査報告作成日 （事業報告等に係る監査） 監事の監査の方法および内容 意見（事業報告等が法令・定款に従い当該法人の状況を正しく示しているか。） 理事の職務遂行に関し、不正または法令・定款違反があったときは、その事実 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨および理由 監査に関連する内部管理体制に関する決定または決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨および理由 監査報告作成日	
	監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知していない。	
	正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がある。	
	正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会がある。	
	〔その他指導事項等〕	
6 理事会（ガイドラインP 25～P 30）		
	(1) 審議状況（P 25～P 28）	
	(1) 理事会は法令および定款の定めに従って開催されているか。	
	理事および監事的全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。	
	招集通知が省略された場合に、理事および監事的全員の同意が確認できない。	
	(2) 理事会の決議は、法令および定款に定めるところにより行われているか。	
	成立した決議について、法令・定款に定める定足数または賛成者数が不足していた。	
	議案について特別な利害関係を有する理事が（いないことを法人が確認していない。・議決に加わっている。）	
	理事会で評議員の選任または解任が行われている。	
	欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている。	

	<p>理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。 評議員会の日時および場所ならびに議題・議案の設定 理事長および業務執行理事の選定・解職 重要な役割を担う職員の選任・解任 従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ。ガイドライン P 5 参照） 競業および利益相反取引の承認 計算書類および事業報告等の承認 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。） その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</p>	
	(3) 理事への権限の委任は適切に行われているか。	
	<p>理事に委任できない事項が理事に委任されている。 重要財産の処分・譲受け 多額の借財 重要な役割を担う職員の選任・解任 従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止 内部管理体制の整備 役員等の損害賠償責任の一部免除</p>	
	理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていない。	
	(4) 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	
	<p>理事長および業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3 か月に 1 回以上（または定款の規定により毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上）職務執行に関する報告をしていない。</p>	
	〔その他指導事項等〕	
(2) 記録（ P 28 ~ P 30 ）		
	(1) 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	
	<p>議事録に施行令で定める必要事項が記載されていない。 開催日時・場所 理事会が次のいずれかに該当するときは、その旨（招集権者以外の理事が請求し招集、招集権者以外の理事が招集、監事が請求し招集、監事が招集） 議事経過の要領・結果 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときはその氏名 次の規定により理事会において述べられた意見・発言があるときは、その概要（競業または利益相反取引を行った理事による報告、理事の不正等に関する監事の報告、監事が必要があると認めた場合に行う監事の報告） 理事長が定款で議事録署名人とされる場合で理事長以外の出席した理事の氏名 出席した会計監査人の氏名・名称（監査法人の場合） 議長の名（議長が存する場合） （理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合） 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容および提案した理事の氏名 決議があったものとみなされた日 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 （理事会への報告事項について、報告を要しないこととされた場合） 報告を要しないものとされた（事項の内容・日） 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p>	
	議事録に議事録署名人の署名または記名押印がない。	
	〔その他指導事項等〕	
7 会計監査人（ガイドライン P 30 ~ P 33）		
	(1) 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	
	特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない。	
	定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない。	
	(2) 法令に定めるところにより選任されているか。	
	会計監査人の選任が評議員会の決議により行われていない。	
	理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない。	
	理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない。	
	評議員会に提出された会計監査人の選任等および解任ならびに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	

	(3)法令に定めるところにより会計監査を行っているか。	
	会計監査人が会計監査報告を作成していない。	
	会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない。 監査の方法・内容 監査意見 追記情報 会計監査報告作成日	
	会計監査人が期限までに特定監事および特定理事に会計監査報告の内容を通知していない。	
	〔その他指導事項等〕	
8 評議員、理事、監事および会計監査人の報酬（ガイドラインP33～P37）		
(1) 報酬（P33～P35）		
	(1)評議員・役員等の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	
	評議員の報酬等の額が定款で定められていない。	
	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。	
	監事の報酬等の額について、（定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない・評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員の一致の決定により定められていない。）	
	会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない。	
	〔その他指導事項等〕	
(2) 報酬等支給基準（P35～P37）		
	(1)役員および評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	
	理事、監事および評議員の報酬等の支給基準が（未作成・評議員会未承認）	
	理事、監事および評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。 勤務形態に応じた報酬等の区分 算定方法 支給の方法・形態	
	理事、監事および評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。	
	支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
(3) 報酬の支給（P37）		
	(1)役員および評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	
	支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている。	
	支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。	
	〔その他指導事項等〕	
事業		
1 事業一般（ガイドラインP37～P39）		
	(1) 定款に従って事業を実施しているか。	
	定款に記載している事業を実施していない。	
	定款に記載していない事業を実施している。	
	(2) 法人が地域公益取組を実施しているか。	
	〔その他指導事項等〕	

2 社会福祉事業（ガイドライン P 39～ P 42）		
	(1) 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	
	社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である。	
	社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。	
	(2) 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	
	法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない。	
	〔その他指導事項等〕	
3 公益事業（ガイドライン P 42～ P 44）		
	(1) 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	
	事業に社会福祉との関連性または公益性がない。	
	公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。	
	事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない。	
	〔その他指導事項等〕	
4 収益事業（ガイドライン P 44～ P 46）		
	(1) 法に基づき適正に実施されているか。	
	収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている。	
	収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない。	
	(2) 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	
	収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。	
	収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである。	
	収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである。	
	〔その他指導事項等〕	
管理		
1 人事管理（ガイドライン P 46～ P 47）		
	(1) 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	
	「重要な役割を担う職員」として定められている職員（施設長等）の任免について、理事会の決議を経ずに行われている。	
	職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
2 その他（ガイドライン P 72～ P 77）		
(1) 特別の利益供与の禁止（ P 72～ P 73）		
	(1) 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	
	法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる。	
	〔その他指導事項等〕	

(2) 社会福祉充実計画 (P 73 ~ P 74)	
(1) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	
社会福祉充実残額の算定 (を行っていない。・に誤りがある。)	
社会福祉充実計画を策定していない。	
社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない。	
[その他指導事項等]	
(3) 情報の公表 (P 74 ~ P 75、その他該当する頁)	
(1) 法令に従い、必要な書類等の備置きがされているか。	
必要な書類等の備置きがされていない。 計算書類・その附属明細書 事業報告・その附属明細書 監査報告 (会計監査報告を含む。) 財産目録 役員等名簿 報酬等の支給の基準を記載した書類 (役員等報酬等支給基準) 現況報告書 事業計画書 充実残額算定シート 定款 評議員会議事録・必要な評議員全員の意思表示の書面または電磁的記録 理事会議事録・必要な理事全員の意思表示の書面または電磁的記録	
(2) 法令に従い、インターネットでの公表がされているか。	
必要な情報が、インターネットで公表されていない。 計算書類 (財務諸表等電子開示システムでの公表を含む。) 役員等名簿 報酬等の支給の基準を記載した書類 (役員等報酬等支給基準) 現況報告書 (財務諸表等電子開示システムでの公表を含む。) 社会福祉充実計画 (社会福祉充実残額がある場合のみ) 定款 (未公表・直近のものでない。)	
[その他指導事項等]	
(4) その他 (P 75 ~ P 77)	
(1) 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	
福祉サービスについて (第三者評価の受審および結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていない。・一部の福祉サービスのみ行っている。)	
(2) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	
法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない。	
(3) 登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	
指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていない。	
[その他指導事項等]	
[その他指導助言事項等]	

実地検査指導事項票（社会福祉法人・会計経理）

検査日：平成 年 月 日 法人名称：（ ）

検査員所属： _____
 検査員氏名： _____

【注意事項】

- 1 この指導事項票にチェックした項目が、検査員が遵守されていないと認められた指導事項です。
- 2 正式な検査結果については、後日文書にて通知します。
- 3 通知において、「文書指摘」事項があった場合は改善策の提出が必要となります。
- 4 今後の精査・確認等により、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
1 資産管理（ガイドライン P 47～P 52）			
(1) 基本財産（P 47～P 48）			
	(1) 基本財産の管理運用が適切になされているか。		
	基本財産である不動産の登記が適正になされていない。		
	国または地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない。		
	社会福祉事業の用に供する不動産を国または地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権または賃借権の登記が適正になされていない。		
	基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。		
	社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない。		
	〔その他指導事項等〕		
(2) 基本財産以外の財産（P 48～P 49）			
	(1) 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。		
	法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていないまたは管理運用に関する規程等が遵守されていない。		
	社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運営体制が整備されていないまたは管理運用に関する規程等が遵守されていない。		
	〔その他指導事項等〕		
(3) 株式保有（P 49～P 50）			
	(1) 株式の保有は適切になされているか。		
	保有が認められない株式を保有している。		
	所轄庁に必要書類を提出していない。		
	〔その他指導事項等〕		
(4) 不動産の借用（P 50～P 52）			
	(1) 不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか。		
	社会福祉事業の用に供する不動産を国または地方公共団体から借用している場合に国または地方公共団体の使用許可等を受けていない。		
	社会福祉事業の用に供する不動産を国または地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業存続に必要な期間の利用権の設定および登記がなされていない（登記が不要な場合を除く）。		
	〔その他指導事項等〕		
2 会計管理（ガイドライン P 52～P 72）			
(1) 予算（P 52～P 53）			
	(1) 収支予算は、適正に編成、執行されているか。		
	資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていない		
	補正予算の編成が必要と認められる軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていない。		
	補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていない。		

	〔その他指導事項等〕	
(2) 規程・体制 (P 53 ~ P 54)		
	(1) 経理規程を制定しているか。	
	経理規程が定められていない。	
	経理規程の内容が法令または通知に反する。	
	経理規程が定款に定める手続により決定されていない。	
	経理規程およびその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。	
	(2) 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。	
	経理規程等により会計責任者の設置等の管理運用体制につき定められていない。	
	経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。	
	管理運用体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。	
	(3) 契約について、関係通知に基づき適正な処理が行われているか。	
	理事長または契約担当者以外の者が契約している。	
	契約を適正な方法により行っていない。 ・事務処理不適正 ・契約方法不適正 ・その他()	
	契約書または請書を適正に作成していない。	
	(4) 寄附金等の受入れが適正に行われているか。	
	寄附申込書が未作成である。	
	寄附者の意思を確認していない。	
	寄附受領に際して適正な承認行為を行っていない、	
	寄附受領の際して適正な内容の領収書を発行していない。	
	(5) 利用者から預かっている金銭の管理は適正か。	
	利用者預り金を法人会計と別会計で管理していない。	
	利用者預り金の管理が適正でない。	
	〔その他指導事項等〕	
(3) 会計処理 (P 54 ~ P 62)		
	(1) 資産の評価は適正に行われているか。	
	減価償却を行わなければならない有形固定資産および無形固定資産について、減価償却が行われていない。	
	時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない。	
	(2) 引当金は適正に計上されているか。	
	(3) 純資産は適正に計上されているか。	
	第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない。	
	基本金として、第1号基本金、第2号基本金および第3号基本金以外のものが計上されている。	
	国庫補助金等特別積立金の積立て、取崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない。	
	その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない。	
	積立ての目的を示す名称を付していない。	
	積立金と同額の積立資産が計上されていない。	
	〔その他指導事項等〕	

(4) 会計帳簿 (P 54 ~ P 56 , P 62 ~ P 63)		
	(1) 会計帳簿は適正に整備されているか。	
	会計帳簿を整備していない。 ・ 仕訳日記帳 ・ 総勘定元帳 ・ 伝票 ・ 証憑書類 ・ 補助簿等	
	会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていない。	
	会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていない。	
	計算書類における各勘定科目の金額と主要簿が一致しない。	
	〔その他指導事項等〕	
(5) 決算および計算関係書類 (P 54 ~ 56 , P 63 ~ P 72)		
	(1) 決算手続は法令および定款の定めに従い適正に行われているか。	
	計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合および必要な報告が行われていない。	
	(2) 決算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	
	作成すべき計算書類が作成されていない、または適正に作成されていない。	
	計算書類が様式に従っていない。	
	把握された注記すべき事項が注記されていない。	
	注記事項について計算書類の金額と一致していない。	
	設けるべき(事業区分・拠点区分・サービス区分)が設けられていない。	
	拠点区分が属するべき事業区分に属していない。	
	(3) 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	
	作成すべき附属明細書が作成されていない。	
	附属明細書について計算書類の金額と一致していない。	
	(4) 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	
	財産目録が様式に従っていない。	
	法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致しない。	
	基本財産が定款と一致しない。	
	〔その他指導事項等〕	
(6) 債権債務の状況 (P 72)		
	(1) 借入は適正に行われているか。	
	多額の借財について理事会の決議を受けた上で行われていない。	
	〔その他指導事項等〕	
〔その他指導助言事項等〕		

第5 指導監査関連ホームページ

(1) 練馬区ホームページ

社会福祉法人の設立や認可等における各種手続・申請様式等を掲載しています。

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/shahuku/>

(2) 東京都福祉保健局ホームページ

指導検査基準等

社会福祉法人の施設サービス検査を行っている東京都福祉保健局のホームページです。東京都の指導検査における指導検査実施方針や施設サービス検査の基準をご覧いただけます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/sidoukijyun.html>

指導検査報告

東京都が実施した指導検査の結果報告書が掲載されています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/houkokusyo.html>

社会福祉法人・施設情報

東京都福祉保健局が有する都内の社会福祉法人・施設の情報が掲載されています。

<http://www2.fukushihoken.metro.tokyo.jp/houjin/shisetsu.htm>

(3) とうきょう福祉ナビゲーション

東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所の検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果をご覧いただけます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/index.html>

第6 練馬区所管社会福祉法人一覧

平成30年4月現在

	法人名称	主たる事務所所在地	電話
1	錦華学院	練馬区小竹町1-60-8	03-3955-0988
2	育秀会	練馬区桜台2-2-8	03-3557-7637
3	マーガレット学園	練馬区大泉学園町6-15-34	03-3924-2003
4	練馬区社会福祉協議会	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-3992-5600
5	練馬仲町保育園	練馬区早宮2-3-22	03-3933-0861
6	大泉松和会	練馬区東大泉5-38-24	03-3922-0875
7	和敬会	練馬区豊玉南3-31-15	03-3993-5540
8	富士見会	練馬区富士見台2-34-4	03-3998-4321
9	育陽会	練馬区田柄2-37-10	03-3938-6401
10	神教福祉会	練馬区羽沢2-26-15	03-5912-0012
11	練馬区社会福祉事業団	練馬区光が丘6-4-1	03-6758-0140
12	大泉きくみ会	練馬区東大泉7-14-13	03-3925-5435
13	創生	練馬区土支田3-4-20	03-3978-0801
14	北山会	練馬区北町8-21-19	03-3931-0008
15	花水木の会	練馬区練馬2-1-9	03-3991-2259
16	江古田明和会	練馬区旭丘1-52-2	03-3954-5459
17	道灌山心育会	練馬区高松6-16-30	03-5910-4671
18	練馬豊成会	練馬区下石神井3-6-13	03-3996-6600
19	東京雄心会	練馬区大泉学園町2-26-28	03-3925-0477
20	練馬山彦福祉会	練馬区富士見台2-19-9	03-3998-5023
21	つくりっこの家	練馬区大泉学園町1-23-5	03-5387-2477
22	未来・ねりま	練馬区豊玉中4-10-6	03-3577-8657
23	未来こどもランド	練馬区谷原5-22-2	03-3995-7860
24	ねりま共育ちの会	練馬区春日町4-1-13	03-3825-3550
25	北町大家族	練馬区北町2-17-16	03-3934-2878

練馬区社会福祉法人指導監査報告書 【平成 29 年度】

平成 30 年 7 月発行

編 集 練馬区福祉部管理課社会福祉法人係
練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電話番号 03 - 5984 - 1318